

相続・事業承継(信託基礎編)

目次

1	もし信託がなかったら...	
(1)	認知症になった後の贈与は可能?-----	1
(2)	熟年再婚夫婦 妻に相続した財産の行方は?-----	2
(3)	遺言書作成後に認知症発症。後見人が資産を処分したら?-----	3
2	信託の基本	
(1)	信託とは-----	4
(2)	用語解説-----	6
(3)	基本構造-----	7
(4)	所有権と課税関係-----	8
3	民事信託を使った解決方法	
(1)	認知症になった後の贈与は可能?-----	12
(2)	熟年再婚夫婦 妻に相続した財産の行方は?-----	13
(3)	遺言書作成後に認知症を発症。後見人が資産を処分したら?-----	14
4	民事信託の具体例①(福祉型)	
(1)	事例紹介-----	15
(2)	放置するとどうなるか?-----	16
(3)	後見制度を使うとどうなるか?-----	17
(4)	民事信託での解決方法-----	19
5	民事信託の具体例②(受益者連続型)	
(1)	事例紹介-----	21
(2)	放置するとどうなるか?-----	22
(3)	遺言を使うとどうなるか?-----	23
(4)	民事信託での解決方法-----	24
6	入門編のまとめ-----	26

1 もし信託がなかったら...

(1) 認知症になった後の贈与は可能？

```

    graph TD
      A[父(死亡)] --- B[母(認知症?)]
      A --- C[長女]
      B --- C
      B --- D[長男]
      
```

相談内容：父死亡時に母が大半の財産を承継しており、その後は相続税対策として母から長男・長女へ生前贈与を少しずつ行っています。最近母が同じことを繰り返して話すようになり、このまま悪化すると認知症になるかもしれません。医師に認知症と診断された場合、母からの贈与は継続してもよいのでしょうか？

認知症の発症（医師による診断）

- 意思能力の低下・欠如
- 法律行為に制限が加えられる

<参考>

元気	→ 認知症	→ 死亡	→ 2代先、3代先
全て自分の意思でできる	自分では管理・処分不可 成年後見人、任意後見人で対応 ただし、管理・処分に多くの制限	遺言で誰に承継させるか指定は可能 管理方法は指定不可 (法的に効力がある形では)	何もできない